

## 第40号議案

加東市臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年6月3日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

加東市臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年加東市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表選挙管理委員会の部選挙長の項中「10,700円」を「10,800円」に改め、同部投票管理者の項中「12,700円」を「12,800円」に改め、同部開票管理者の項中「10,700円」を「10,800円」に改め、同部投票立会人の項中「10,800円」を「10,900円」に改め、同部期日前投票管理者の項中「11,200円」を「11,300円」に改め、同表市税等徴収員の項中「84,000円」を「92,000円」に改め、同表納税相談員の項中「74,000円」を「81,000円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表市税等徴収員及び納税相談員の項の規定は、平成31年4月1日から適用する。
- 3 改正後の別表選挙管理委員会の部の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙から適用する。

## 第40号議案 要旨

加東市臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（要旨）

### 1 改正理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）の一部が改正されたことに伴い、同法の基準に則って規定している選挙長等の報酬を改めること及び臨時職員等の賃金の上昇等に合わせ市税等徴収員及び納税相談員の報酬を改めることについて、所要の改正を行うものである。

### 2 改正内容

- (1) 選挙長、投票管理者、開票管理者、投票立会人及び期日前投票管理者の報酬の額を改めること。（別表関係）
- (2) 市税等徴収員及び納税相談員の報酬の額を改めること。（別表関係）

### 3 施行期日等

- (1) 2(1)関係 公布の日（公布の日以後に告示される選挙から適用）
- (2) 2(2)関係 公布の日（平成31年4月1日から適用）

新 旧 対 照 表

現 行		改 正 案	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
区分		報酬の額	
(略)		(略)	
選挙管理委員 会	選挙長	1 選挙	<u>10,700円</u>
	(略)	(略)	(略)
	投票管理者	1 日	<u>12,700円</u>
	開票管理者	1 選挙	<u>10,700円</u>
	投票立会人	1 日	<u>10,800円</u>
	(略)	(略)	(略)
	期日前投票管理者	1 日	<u>11,200円</u>
	(略)	(略)	(略)
(略)		(略)	
市税等徴収員		市税等徴収員	
月額 <u>84,000円</u> + 500円 × 徴収件数 + 過年度分徴収金額 × 5パーセント + 現年度分徴収金額 × 2.5パーセント		月額 <u>92,000円</u> + 500円 × 徴収件数 + 過年度分徴収金額 × 5パーセント + 現年度分徴収金額 × 2.5パーセント	
納税相談員		納税相談員	
月額 <u>74,000円</u> + 50円 × 相談件数		月額 <u>81,000円</u> + 50円 × 相談件数	
(略)		(略)	